

「(仮称) 日置市再生可能エネルギーの利用等に関する条例」の骨子(案)に係るパブリックコメント手続の実施結果について

- 1 意見の募集期間 令和5年12月19日(火)～令和6年1月17日(水)
- 2 意見の提出者数 1人
- 3 意見の件数 8件
- 4 意見の処理状況

	1 条例の背景について	2 条例骨子案の概要 (1) 目的	3 条例骨子案の概要 (2) 基本理念	4 条例骨子案の概要 (3) 本条例の対象となる再生可能エネルギー発電設備	5 条例骨子案の概要 (4) 市及び関係者の責務	6 条例骨子案の概要 (5) 届出について
A 意見の趣旨等を条例に盛り込むもの						
B 意見の趣旨等を条例に盛り込み済みのもの		1			1	
C 意見の趣旨等を今後の参考とするもの			1	1		
D 意見の趣旨等を条例に盛り込まないもの						
E その他(要望・意見等)	1	1			1	1
計	1	2	1	1	2	1

項 目	
1	条例の背景について
2	条例骨子案の概要 (1) 目的
3	条例骨子案の概要 (2) 基本理念
4	条例骨子案の概要 (3) 本条例の対象となる再生可能エネルギー発電設備
5	条例骨子案の概要 (4) 市及び関係者の責務
6	条例骨子案の概要 (5) 届出について

処 理 区 分	
A	意見の趣旨等を条例に盛り込むもの
B	意見の趣旨等を条例に盛り込み済みのもの
C	意見の趣旨等を今後の参考とするもの
D	意見の趣旨等を条例に盛り込まないもの
E	その他(要望・意見等)

番号	項目	ページ	意見内容	処理区分	意見内容に対する日置市の考え方
1	1 条例の背景について	1	地球温暖化という事象が大きな背景としてあると思います。 「地球が温暖化し市民生活に多大な負の影響を及ぼす可能性がある。大雨や熱波、森林火災などの災害の増加、海面上昇による居住地等の減少などのリスクを減らすため、全世界において地球温暖化を1.5℃未満にしなければいけない状況であり、そのために脱炭素を達成しなければならない。再生可能エネルギーの利活用は最も重要な対策となり得る」というような表現も入れてはどうでしょうか。	E	直接条例の内容に関連しない背景部分であるため、条例制定理由の説明の際の参考とさせていただきます。

番号	項目	ページ	意見内容	処理区分	意見内容に対する日置市の考え方
2	3 条例骨子案の概要 (1) 目的	1	「地球温暖化対策のための脱炭素社会」ということがわかるようにしてはどうでしょうか。	E	ご意見として承ります。

番号	項目	ページ	意見内容	処理区分	意見内容に対する日置市の考え方
3	3 条例骨子案の概要 (1) 目的	1	「市民生活を豊かにする再生可能エネルギー」の推進も目的に入れてはどうでしょうか。	B	今回の条例は、再生可能エネルギーの導入及び地産地消を推進し、持続可能なまちづくりに資するとしており、御指摘の部分も包括的に含んでいると整理しております。

番号	項目	ページ	意見内容	処理区分	意見内容に対する日置市の考え方
4	3 条例骨子案の概要 (2) 基本理念	1	<p>・本市の豊かな自然環境・・・(中略) 市民の長年にわたる努力により形成されてきた地域固有の・・・とありますが、“自然環境”と“市民の長年にわたる努力による形成”とはあまり因果関係がないと思います。自然環境自体は気候や地理的条件により大きく条件付けられ、その自然は市民が形成したものとは言い難い気がします。</p> <p>⇒「本市の良好な生活環境及び・・・(中略) 長年にわたる努力により形成され、また豊かな自然環境と共に地域固有の財産であることに・・・」というような表現に変えたほうがいいと思います。</p> <p>・また「再生可能エネルギー」のみについて将来にわたる利用ができることが記載されていますが、財産である自然環境、生活環境、景観自体の“価値”や“機能”の保全や、エネルギー以外のその財産の利用という視点も入れてはどうでしょうか。</p> <p>上記2点を踏まえた修正案 「本市の良好な生活環境及び特色ある景観は市民の長年にわたる努力により形成され、また本市の豊かな自然環境と共に地域固有の財産である。そのため市民の生活を豊かにするため、これらの財産の価値や機能ならびにそこから得られる再生可能エネルギーの利用を将来にわたって市民が利活用できるよう、市民の意向を踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない。」</p>	C	ご意見を踏まえ、条例案に反映させたいと考えます。なお、一部はご意見として承ります。

番号	項目	ページ	意見内容	処理区分	意見内容に対する日置市の考え方
5	4 条例骨子案の概要 <b>(3) 本条例の対象となる再生可能エネルギー発電設備</b>	1	3 本条例の対象となる再生可能エネルギー発電設備について ・発電設備に限らず、再生可能エネルギーを利用した設備としてはどうでしょうか。将来的に記載されている“再生可能エネルギーの利用に関する特別措置法”以外の再生可能エネルギー発電設備や発電以外の熱利用やメタネーション、水素変換なども多数できていくことが予想されます。	C	今回の条例制定においては、まず日置市内で実際に取り組まれている再生可能エネルギー発電設備を対象とすることとし、いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。

番号	項目	ページ	意見内容	処理区分	意見内容に対する日置市の考え方
6	5 条例骨子案の概要 <b>(4) 市及び関係者の責務</b>	2	4 市及び関係者の責務について ・土地所有者等の責務の「発電事業に供している土地の適正管理」とは具体的にどんなことでしょうか？土地の管理は事業者の責任ではないでしょうか。	E	御指摘のとおり土地管理は事業者が責任をもって行うこととなりますが、事業者による適正な管理が行われていない場合については、その土地を事業に提供している土地所有者または管理者にも適正な管理を求める、または事業者に対して土地所有者及び管理者から事業者に対して適正な管理をしよう求める必要があると考えております。

番号	項目	ページ	意見内容	処理区分	意見内容に対する日置市の考え方
7	5 条例骨子案の概要 <b>(4) 市及び関係者の責務</b>	2	・発電事業者の責務に「地域活性化への支援や仕組みづくりへの協力」と追加してはどうでしょうか。	B	市内企業への投資や雇用機会の確保による市内経済循環の創出の中に含んでおります。

番号	項目	ページ	意見内容	処理区分	意見内容に対する日置市の考え方
8	6 条例骨子案の概要 (5) 届出について	3	5 届出について ・(1) 発電事業の計画に関する届出（市内で発電事業を計画するとき）“計画するとき”とはどの段階でしょうか？この規模も50kW以上（自家消費が主なものは除く）全ての提出が必要でしょうか？	E	「市内で発電事業を計画するとき」とは、設置前の各種法令等の確認時を想定しております。 なお、自家消費が主なものは除く50キロワット以上の発電設備全てにおいて届出の提出を求めることを考えております。